

序章 「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」の策定にあたって

「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」として、その早急な解決に向け、1965（昭和40）年に国の同和対策審議会答申が出されました。この答申を具体化するために、1969（昭和44）年に同和対策事業特別措置法が制定され、その後1982（昭和57）年に地域改善対策特別措置法が、さらに1987（昭和62）年には地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法」という。）が制定され、これらの法律等に基づいて同和対策事業が実施されてきました。

本市におきましても、特別法や八尾市同和対策協議会（以下「本市同対協」という。）の意見具申等に基づき、同和問題の解決に努めてきたところですが、「地対財特法」の失効を控え、2001（平成13）年12月に「本市同対協」より「平成14年度以後の同和行政のあり方について」の意見具申（以下「本市同対協意見具申（平成13年）」という。）が出され、今後は一般施策を活用して、残された課題の解決に努めることとなりました。この間、同和地区の環境や住民の生活向上等の実態的差別は大きく改善されてきましたが、教育、労働、保健・福祉等の分野において課題が残されており、また、依然として差別意識の解消が十分に進んでいない等、今なお同和問題が解決されたとはいえない状況です。

このような状況の中で、この度策定しました本計画は、「本市同対協意見具申（平成13年）」に示された、本市の同和問題を解決するための施策の今後のあり方を示したもので、第1章では今後の施策の基本的方向を示し、第2章では「人権教育・啓発」「人権相談」「教育」「生活福祉」「労働」「住宅・住環境」の6つの分野にわたり今後の施策の推進方向を示しています。

本計画におきましては、同和問題を解決することは八尾市総合計画（やお未来・元気プラン21）（以下「本市総合計画」という。）の基本理念のひとつである「すべての人びとの人間性がそこなわれることなく、お互いの個性を認め合い、人権を擁護し、互いに他者を思いやり支えあう、人権が尊重され、共生の心があふれる人間都市」の具現化であり、市政の重要な課題であるとの認識のもとにとりまとめたものですが、今後、他の計画との整合性を図ることはもちろんのこと、関連計画の策定の際

には、当事者の参画を働きかけます。また、市民との協働のもと施策の推進を図ります。

なお、本計画は、「本市総合計画」に合わせて、2010（平成22）年度を目標年度とし、必要に応じて見直しを行います。